

九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程

平成19年度九大規程第11号  
制定：平成19年 7月20日  
最終改正：令和 4年 5月31日  
(令和4年度九大規程第9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、競争的資金等による特定の大型教育研究プロジェクトの実施に当たり、その実効性、迅速性及び柔軟性を確保するために、大型教育研究プロジェクトの拠点（以下「拠点」という。）の設置、運営等を定めるものとする。

(拠点)

第2条 拠点は別表第1及び別表第2の左欄に掲げるとおりとし、当該各拠点が実施する大型教育研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 各拠点の内部組織その他必要な事項は、当該拠点において定める。

(拠点の設置申請等)

第3条 次に掲げる要件に該当するプロジェクトの実施責任者（拠点リーダー、拠点長、実施責任者、代表研究者等をいう。以下同じ。）又は理事は、拠点の設置を総長に申請（理事にあっては推薦）することができる。

(1) 総長がプロジェクトの総括責任者等になっていること。

(2) プロジェクトの申請に当たり、総長が直轄する拠点を構築し、当該拠点においてプロジェクトを実施する旨の提案がされていること。

(3) プロジェクトの支援を専ら行う事務部門が整備されること。

(拠点の設置の決定)

第4条 総長は、前条の申請又は推薦があった場合には、拠点の設置について本学の学術研究の推進等に関する業務を掌理する理事（以下「研究担当理事」という。）に審議を付託するものとする。

2 研究担当理事は、前項の規定により拠点の設置について審議し、その結果を総長に報告する。この場合において、研究担当理事は、審議に当たっては、プロジェクトに応じて関連する委員会に意見等を求めることができる。

3 総長は、前条の申請若しくは推薦又は前項の報告を踏まえ、拠点の設置の可否を決定し、その結果を実施責任者等へ通知する。

(拠点の廃止)

第5条 拠点が次のいずれかに該当する場合は、総長は、当該拠点を廃止することができる。

(1) プロジェクトが終了したとき。

(2) 拠点以外でプロジェクトを実施する組織が整備されたとき。

(3) その他総長が廃止の必要があると認めたとき。

(拠点への支援)

第6条 拠点に対して、拠点が使用した全学レンタルスペース等に係る費用等を支援する。

2 前項の支援の範囲及び手続については、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、拠点の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月2日から適用する。

附 則（平成20年度九大規程第14号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第100号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第56号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第100号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第20号)

この規程は、平成22年7月21日から施行し、平成22年5月21日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第162号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第128号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第12号)

この規程は、平成24年4月5日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第57号)

この規程は、平成24年12月21日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第35号)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規程による改正後の九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程(以下「新規程」という。)別表第1及び別表第2に規定する拠点は、新規程に基づき設置されたものとみなす。

附 則 (平成25年度九大規程第49号)

この規程は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第112号)

この規程は、平成26年3月19日から施行する。ただし、「自然共生社会を拓くアジア保全生態学」研究拠点、「個体恒常性を担う細胞運命の決定とその破綻」研究拠点、「未来分子システム科学」研究拠点、マス・フォア・インダストリ教育研究拠点、「新炭素資源学」研究拠点及び最先端有機光エレクトロニクス研究拠点を削る改正規定は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第175号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第125号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第101号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第29号)

この規程は、平成29年10月10日から施行する。ただし、「地球資源工学グローバル人材養成のための学部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム」教育拠点を削る改正規定は平成29年4月1日より適用し、「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム」教育拠点を加える改正規定は平成29年8月25日より適用する。

附 則 (平成29年度九大規程第108号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第64号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第132号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第110号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第102号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第85号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第133号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第9号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表第 1

拠点名	プロジェクト名
「アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を牽引する人材育成・協働教育プログラム」教育拠点	アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を牽引する人材育成・協働教育プログラム (大学の世界展開力強化事業 (文部科学省))
「マス・フォア・イノベーション卓越大学院」教育拠点	マス・フォア・イノベーション卓越大学院 (卓越大学院プログラム (文部科学省))

別表第2

拠点名	プロジェクト名
生命科学革新実現化拠点	多分野・多領域・多地域を集約した日本発新規医療技術の研究開発（橋渡し研究支援機関認定制度（文部科学省）、橋渡し研究プログラム（日本医療研究開発機構））
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究拠点	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）アカデミー（文部科学省））
“ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO2循環システム研究拠点	“ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO2循環システム研究（ムーンショット型研究開発事業（内閣府））
革新的マテリアルDX拠点	マテリアル先端リサーチインフラ（ハブ機関）（文部科学省）